

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊小倉駐屯地
第 3 6 6 会計隊小倉派遣隊契約班長 渡辺 早苗

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6Z1KT00020		6SU01CA0005 0001								
品名 または 件名										
一般廃棄物収集運搬処理（事業系） ほか2件										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
67, 320. 00	KG									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
各地				各地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
小倉駐業 補給科糧食班				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小倉駐屯地第 3 6 6 会計隊小倉派遣隊事務室及び西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月13日（金）10時30分 小倉駐屯地 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度全省庁統一資格「役務の提供等」の D 等級以上の資格を有する者。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2) 公告の提示場所

西部方面会計隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>）
陸上自衛隊小倉駐屯地

(3) 落札決定方法

予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 電信・電話による入札

ウ 入札金額及び入札者名称が判別し難い入札

エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

ア 落札者は、速やかに作成する。

なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊小倉派遣隊長とする。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。

イ 仕様書の質疑については入札前日までに確認し、入札開始時には承諾しておくこと。

ウ 資格審査結果通知書の写しを提出すること。（提出期限：令和8年3月11日（水）16時00分）

エ 郵便等による入札とし、書留等配達証明の残る形式で、令和8年3月12日（木）15時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。再度の入札になった場合の日時については、別途連絡する。

オ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。

カ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。

キ 第7項（8）カ・キの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(9) 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があり、積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。また、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としえない可能性があります。

(10) 問い合わせ先

ア 入札及び契約事項に関する事項

〒802-0981

福岡県北九州市小倉南区北方5丁目1-1

陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊小倉派遣隊 渡辺

TEL 093-962-7681（内線）347

FAX 093-962-2719（直通）

E-mail 366fin_kokuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書及び現場・現物確認に関する事項

陸上自衛隊小倉駐屯地 業務隊管理科 梅村

TEL 093-962-7681（内線）317

品 目 等 内 訳 書

[illegible]

仕 様 書

件 名	一般廃棄物収集運搬処理（事業系）	作成年月日	令和 8 年 2 月 2 日
		作成者	小倉駐屯地業務隊管理科 梅村技官

1 適用範囲

本仕様書は小倉駐屯地及び富野分屯地から排出される一般廃棄物の収集運搬処理に適用する。

2 搬出場所

- (1) 福岡県北九州市小倉南区北方 5－1－1 陸上自衛隊 小倉駐屯地
- (2) 福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地 陸上自衛隊 富野分屯地

3 役務期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 排出予定数量

月平均約 5, 6 1 0 kg 程度

5 一般事項

- (1) 収集運搬処理するゴミの種類は、事業系一般廃棄物とする。
- (2) 事業系一般廃棄物の収集運搬日は、祝祭日を除く毎週月曜日と木曜日の 1 2 時までとする。祝祭日の場合は翌日に収集運搬すること。
- (3) 一般廃棄物搬出の際は、係官立会のうえ搬出すること。
- (4) 搬出時において、ゴミ集積場の風紀及び衛生管理上、収集後は積み残しのないよう十分な注意を払うこと。また、一度に積込が出来ない場合は再度積込に来ること。
- (5) 一般廃棄物の処理は、市処理施設へ搬入し処分すること。また、搬入後は速やかに計量伝票を官側に提出すること。
- (6) 一般廃棄物の収集・運搬を行う者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第 7 条の許可を受けたものとする。
- (7) 収集運搬時に万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、契約担当官等と協議しその指示に従うこと。

仕 様 書

件 名	一般廃棄物収集運搬処理（缶・ビン等）	作成年月日	令和 8 年 2 月 2 日
		作成者	小倉駐屯地業務隊管理科 梅村技官
1 適用範囲 本仕様書は小倉駐屯地及び富野分屯地から排出される缶・ビン等の収集運搬処理に適用する。 2 搬出場所 (1) 福岡県北九州市小倉南区北方 5－1－1 陸上自衛隊 小倉駐屯地 (2) 福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地 陸上自衛隊 富野分屯地 3 役務期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日 4 排出予定数量 月平均約 1, 0 5 0 kg 程度 5 一般事項 (1) 収集運搬処理するゴミの種類は、缶、ビン及びペットボトルとする。 (2) 缶・ビン等の収集運搬日は、祝祭日を除く毎週水曜日の 1 2 時までとする。祝祭日の場合は翌日に収集運搬すること。 (3) 缶・ビン等搬出の際は、係官立会のうえ搬出すること。 (4) 搬出時において、ゴミ集積場の風紀及び衛生管理上、収集後は積み残しのないよう十分な注意を払うこと。また、一度に積込が出来ない場合は再度積込に来ること。 (5) 缶・ビン等の処理は、市処理施設へ搬入し処分すること。また、搬入後は速やかに計量伝票を官側に提出すること。 (6) 一般廃棄物の収集・運搬を行う者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第 7 条の許可を受けたものとする。 (7) 収集運搬時に万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。 (8) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、契約担当官等と協議しその指示に従うこと。			

標準仕様書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
一般廃棄物収集運搬処理 (残飯、残菜等)	作成	令和8年1月9日
	変更	
	作成部隊等名	小倉駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊（以下、「官側」という。）小倉駐屯地食厨房において排出される残飯及び残菜等の収集運搬処理作業について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

1.2.1 契約担当官

分任契約担当官陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊小倉派遣隊長をいう。

1.2.2 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として契約履行の監督を行う隊員をいう。

1.2.3 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として契約履行の適否の検査を行う隊員をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版（追補を含む。）とする。

2 役務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 予定数量

年間約50,000kg

4 本作業の概要

4.1 一般廃棄物の種類

収集運搬処理する残飯の種類は、残飯及び残菜

4.2 収集日

収集日は平日（月曜～土曜）午前中とする。又、年末年始等で休日が重なる場合については官側と調整する。

4.3 残飯容器

残飯容器は官側が準備し、最大35kgとする。

4.4 搬出要領

搬出時においては、残飯容器ごと搬出し積み残しが無い様十分な注意を払う事（一度の積み込みができない場合は再度積み込みをすること）

4.5 清掃

残飯容器の洗浄は、契約相手が実施するものとする。又、収集時に容器を破損等し庫内を汚損した場合は確実に清掃を実施する。

4.6 報告

収集後は、収集量を官側事務室において確実に記載するとともに、前週分の重量・容器数を毎週月曜日に書面にて提出する。

5 その他

5.1 安全管理

- a) 収集運搬処理時に万一事故が発生した場合は、官側はその責任を一切負わないものとする。
- b) 本役務に際し、火災予防、労働安全、既設物の保護には十分注意を払い、汚破損させた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

入 札 書

金 額 ￥ 単価

件 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
一般廃棄物収集運搬処理 (事業系)	仕様書のとおり	KG	67,320		
一般廃棄物収集運搬処理 (ビン・缶等)	仕様書のとおり	KG	12,680		
一般廃棄物収集運搬処理 (残飯、残菜等)	仕様書のとおり	KG	50,000		
	以下余白				
合 計					
履行場所	小倉駐屯地 富野分屯地	履行期限		令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	
入札（契約）保証金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年3月13日

分任契約担当官
陸上自衛隊小倉駐屯地
第366会計隊小倉派遣隊長 平野 勇治 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

印

(注) 1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。